○東北地方整備局告示第八十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二日　　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
仙北市角館町小勝田前田一二七番から同市角館町雲然山崎一四三番六まで	前	五〇・四九～一七四・五〇メートル　二・一二〇キロメートル
	後	一一・九二～一七二・六三メートル　二・一二〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年四月二日　　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　山梨県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十三年関東地方整備局告示第五十一号甲府都市計画道路事業三・四・十一号田富町敷島線及び三・三・一号和戸町竜王線

三　事業施行期間　自平成二十三年二月二十四日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十三年関東地方整備局告示第五十一号の事業地のうち、富竹新田字大明神河原、字伊勢河原、字西耕地、字中耕地及び字上北裏地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年四月二日　　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　山梨県

二　都市計画事業の種類及び名称　甲府都市計画道路事業三・四・十一号田富町敷島線

三　事業施行期間　自平成二十四年四月二日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　山梨県甲斐市篠原字榎俣、字新居東、字歳ノ神、字古村及び字子新田、並びに富竹新田字伊勢河原及び字大明神河原地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百六十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二日　　関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
東京都目黒区大橋一丁目四一三番一七から同区大橋一丁目四一三番一六まで	前	四〇・〇四～四三・九四メートル　〇・〇五三キロメートル
	後	四〇・〇二～四二・六〇メートル　〇・〇五三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

○関東地方整備局告示第百六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二日　　関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
東京都渋谷区渋谷三丁目一八番一から同区渋谷三丁目一八番一地先まで	前	六〇・〇〇～六八・〇〇メートル　〇・〇〇三キロメートル
	後	六三・〇〇～六八・〇〇メートル　〇・〇〇三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

○北陸地方整備局告示第六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二日　　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
上越市大字下源入字春日割九七番四から同市大字下源入字堀口五二番一まで	前	四三・〇〇～五六・〇〇メートル　〇・四六〇キロメートル
	後	二三・〇〇～四八・〇〇メートル　〇・四六〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

○中部地方整備局告示第九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年四月二日　　中部地方整備局長　足立　敏之

一　施行者の名称　静岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　志太広域都市計画道路事業三・三・二十八号志太中央幹線及び三・五・二十一号岡部藤枝線

三　事業施行期間　自平成二十四年四月二日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　静岡県藤枝市天王町三丁目、本町四丁目、大手二丁目並びに大字郡字山ノ鼻及び字村岡地内

使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二日　　四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十三号